

宇治市請負工事監督要領

目次

(趣旨)	1
(監督業務の分類).....	1
(監督職員の担当業務等).....	2
(監督職員の任命基準等).....	2
(監督を委託する場合の承認).....	3
(監督委託契約書の作成).....	3
(監督職員の任命).....	3
(契約の相手方への通知).....	3
(監督の技術的基準).....	3
(監督に関する図書).....	3
(その他).....	4

(趣旨)

第1条 この要領は、宇治市及び宇治市上下水道部が所管する請負工事（建設部が受託した工事及び製造の請負に係るものを含む。以下「工事」という。）の監督を適正かつ円滑に行うため、別に定めるもののほか、必要な事項をこの要領で定めるものとする。

(監督業務の分類)

第2条 監督業務は、監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

一 監督総括業務

- イ 工事請負契約書（以下「契約書」という。）に基づく契約権者等の権限とされる事項のうち、契約権者が必要と認めて委任したものの処理。
- ロ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理。
- ハ 関連する2以上の工事の監督を行なう場合における工事の工程等の調整で重要なものの処理。
- ニ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の市長に対する報告。
- ホ 現場監督総括業務及び一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに監督業務の掌理。

二 現場監督総括業務

- イ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理。
- ロ 設計図、仕様書その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく工事の実施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書（軽易なものを除く。）の承諾。
- ハ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）で重要なものの処理。
- ニ 関連する2以上の工事の監督を行なう場合における工事の工程等の調整（重要なものを除く。）の処理。
- ホ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の監督総括業

務を担当する監督職員に対する報告。

- へ 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理。

三 一般監督業務

- イ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で軽易なものの処理。
- ロ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書で軽易なものの承諾。
- ハ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く。）。
 - ニ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の現場監督総括業務を担当する監督職員に対する報告。

（監督職員の担当業務等）

第3条 監督を行なう監督職員は、総括監督員、主任監督員、正監督員及び副監督員とし、総括監督員は監督総括業務を、主任監督員は現場監督総括業務を、正監督員は一般監督業務を、副監督員は正監督員の補助を担当するものとする。なお、監督職員とは宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第122条第2項に規定する職員（契約権者を除く。）をいう。

2 技術的条件等を勘案し必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、主任監督員又は監督員（主任監督員が置かれている場合に限る。）をそれぞれ置かないことができるものとし、主任監督員を置かない場合における総括監督員は監督総括業務及び現場監督総括業務を、監督員を置かない場合における主任監督員は一般監督業務を、それぞれあわせて担当するものとする。

（監督職員の任命基準等）

第4条 総括監督員は、当該工事を所掌する課の課長をもって充てるものとする。

2 前項の課長は、主任監督員として、所掌する課の当該工事を担当する係の係長を任命するものとする。

3 第1項の課長は、正及び副監督員として、所掌する課の当該工事を担当する係の係員を工事毎に2名を任命するものとする。その内1人を正監督

員、他を副監督員に任命する。ただし、前条第2項の規定に該当する場合は、その限りでない。

(監督を委託する場合の承認)

第5条 当該工事を担当する課長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第89号。以下「施行令」という。)第167条の15第4項の規定により市の職員以外の者に委託して一般監督業務を行なわせようとする場合は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならないものとする。

(監督委託契約書の作成)

第6条 施行令第167条の15第4項の規定による市の職員以外の者への監督の委託は、工事の内容、第9条に規定する監督の技術的基準及び第10条の規定を勘案し、監督の方法、連絡、又は、報告すべき事項その他必要な事項を記載した契約書を作成して行なわなければならないものとする。

(監督職員の任命)

第7条 監督職員の任命は、工事の請負契約ごとに行うものとする。

(契約の相手方への通知)

第8条 市長は、監督職員又は施行令第167条の15第4項の規定により監督を委託した市の職員以外の者の職名及び氏名を、工事の請負契約ごとに、遅滞なく、別記様式第1号による監督職員通知書により、契約の相手方に通知するものとする。これらの者に変更があった場合も同様とする。

(監督の技術的基準)

第9条 監督職員が監督を行なうにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

(監督に関する図書)

第10条 監督職員は、次の各号に掲げる図書(契約の相手方から提出された図書を含む。)をそれぞれの担当事務に応じて作成及び整理して監督の経緯を明らかにするものとする。

- 一 工事の実施状況を記載した図書
- 二 契約の履行に関する協議事項(軽易なものを除く。)を記載した書類
- 三 工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書

四 その他監督に関する図書

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定めるものとする。

附則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

改正 平成19年4月1日

改正 平成24年4月1日